

「表紙共16枚」

令和6年11月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年12月9日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	12番 中島幸一郎
2番 中島浩司	13番 平川 修
3番 飯田 隆	14番 横田秀喜
4番 穴井浩司	15番 川津清則
5番 河津祐二	16番 井上俊勝
6番 川良澄子	17番 財津満寿光
8番 湯浅正徳	18番 梶原真悟
9番 樋口虎喜	19番 河津裕治
10番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

11月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 12月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地法施行規則第53条第1項第15号該当による届出の件

第3号 農地造成にかかる一時転用の届出の件

7 その他

(1) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 12番 中島幸一郎 委員 (農地利用最適化推進委員) 大鶴区域担当 佐谷野利幸 委員
◆ 中嶋ひとみ 委員 … 九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会参加報告

(2) 12月現地調査

[日時] 12月23日(月) 午前9時～ ※調査委員のみ

(3) 12月調査委員会

[日時] 12月26日(木) 午前9時～ ※会長・副会長・調査委員

(4) 12月定例総会

[日時] 1月8日(水) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

1月8日(水) 農業委員会 新年会 ◆市長出席 [場所] K I Z A N 倶楽部(隈1丁目) [開始時間] 午後6時

1月14日(火) 農業委員会 地区別セミナー(玖珠町)

1月21日(火) 農業委員会 先進地視察 [行先] 福岡県うきは市

(6) その他

- ・11月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・11月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、11番 原田委員と中川区域担当の高瀬農地利用最適化推進委員より、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p> <p>大変お疲れ様でございます。稲刈りが終わってですね、刈り取りがすべて終わって、一安心しているところでございますが、近ごろですね、刈り取った田んぼの中に猪とかですね、相当入っているという話を聞いたりですね、実際、うちの田んぼにも、昨日ですかね、6匹ほどの猪が入っておりました。補修はしましたけどですね、やっぱり捕らなくて、個体数を減らすためにですね、近くの猟友会に入られてる方とかに相談をしてですね、農業委員会、農業委員の方々と、そして推進委員の方々も、紹介をしてですね、やるようにしていただきたいと思います。</p> <p>また、今日はですね、今年最後の定例総会でございますので、慎重なご審議をですね、最後までよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは着座いたしまして、議事進行して参りたいと思います。</p>

	<p>会議規則第 17 条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、ご指名させていただきます。 4 番 穴井浩司委員、12 番 中島幸一郎委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは事務局、訂正がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。今回、議事議案訂正はございません。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 では、早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、4 番 穴井浩司委員・17 番 財津満寿光委員、18 番 梶原真悟委員の 3 名の方でございました。</p> <p>その中で調査委員長を 18 番の梶原真悟委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。それでは梶原真悟委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (梶原真悟)</p>	<p>はい。今月の調査委員長の梶原と申します。 先月の 11 月 25 日に、4 番 穴井委員と、17 番 財津委員、そして事務局 4 名と、現地調査の方をしてまいりました。</p> <p>今回は、大型の案件があったりとか、追認の案件の方も非常に多くなっていますので、ぜひ慎重な審議をよ</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ろしくお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、5件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい、それでは、議案書1頁、議案第1号農地法第3条についてです。今月は5件の申請がありました。番号61、天瀬町出口〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が783㎡です。 譲渡人は天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市銭湊町の〇さんです。規模縮小のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。広域農道を天瀬町本城方面に進みまして、県道天瀬阿蘇線を進んだ出口コミュニティセンターの付近にあります赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現況の写真になります。譲受人の方、実家が近くにありますが、毎日訪問しているとのことで、農地の近くに拠点のある方になります。 番号62、大山町東大山〇他3筆で、地目は、〇は登記簿が田、現況が畑、それ以外の3筆については、登記簿・現況ともに田、面積が合計2,761㎡です。 譲渡人は日田市大山町の〇さん、譲受人は日田市大山町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。国道212号を大山方面に進みまして、日田漁業協同組合さんの中間育成種苗センター付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。場所が飛んでおりまして、4筆に分かれておりますので、4つの方向から写真を撮っております。〇の写真です。〇の写真になります。〇他2筆になります。〇の3筆になります。 続いて番号63、大字夜明〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が776㎡です。 譲渡人は日田市上野町の〇さん、譲受人は日田市玉川三丁目の〇さんです。相続人がいないため、甥に譲</p>

り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道211号を宝珠山方面に進みまして、大肥郷ふるさと農業振興会さん近くの赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現況の写真になります。

続いて番号64、大字小野〇と〇、地目は登記簿・現況ともに田、合計1,317㎡です。

譲渡人は2人共有でありまして、日田市殿町の〇さんと大分市の〇さんです。譲受人は日田市亀川町の〇さんです。譲渡人は体調不良と遠方に住んでおることによって管理ができないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。

スライドに行きます。国道212号から県道宝珠山日田線を小野振興センター方面に進みまして、小野地区老人憩いの家を過ぎて、西側の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。譲渡人は、自宅の方は亀川になっておりますが、もともとはここに自宅があるとのことで、毎日通っておりますので、現在はここを拠点に耕作をされております。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。〇の写真です。〇の写真です。

続いて番号65、大字西有田〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計2,362㎡です。

譲渡人は大分市の〇さん、譲受人は日田市三ノ宮町一丁目の〇さんです。遠方に住んでおり管理できないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大をしたい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道西有田豆田線を県立日田支援学校に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が縦に広いため、写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。

調査委員長
(梶原真悟)

はい。特に問題ないと思います。

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 それではチェックシートについてです。資料No.1の1頁から2頁が農地法第3条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。議案第1号は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。</p>
<p>19 番 (河津裕治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>河津委員、どうぞ。</p>
<p>19 番 (河津裕治)</p>	<p>19 番 河津です。62 番ですけど、ちょっと地積が合わないんで、売る面積と。売るのは 2,761 m²で、持ち分がそんなにならないんで。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>持っている面積がですね。 事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>確認しますので、少しお待ちください。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お願いします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>この中に面積の含まれてない農地を貸し付けしてございまして、この貸付地は、この台帳上の面積には上がってきておりません。 この後、合意解約が出ますので、それを足すと 2,761 m²になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>19 番 (河津裕治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。 よろしいですか。 はい、無かったらですね、この件につきましては、別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか。 ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同の推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、第1号議案は原案の通り、決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定の事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書4頁、議案第2号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請の件についてです。今月は1件の事業計画変更申請がありました。</p> <p>番号1、申請地は日田市大字三和〇の第3種農地です。地目は、登記簿・現況ともに田です。面積は1,746 m²です。申請者は大字庄手の〇さんです。</p> <p>こちらの案件は、令和5年7月13日付で4条許可を出しておりましたが、事業計画の変更による申請となっております。</p> <p>当初の事業計画では、大字三和〇に宅地分譲用地9区画の申請及び4条申請許可を出しておりましたが、今回、事業用地へ変更する申請です。</p> <p>内容といたしましては、後程詳しく説明いたしますが、4条申請の番号26と5条申請の番号45の申請と同じ事業用地として、〇さんの店舗と店舗用駐車場として使用する内容です。場所の説明です。国道212号を大分自動車道方面に進んだ途中、想夫恋花月店さん向かいの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらの図面が令和5年7月に提出された分譲用地の計画図になります。こちらが計画変更の予定図面になります。図面での赤い線部分が事業計画変更</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なり、黄色い線部分が議案第3号 4条申請の番号26、青い線部分が議案第4号 5条申請の番号45となっております。</p> <p>私からの農地法第4条の規定による事業計画変更申請は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第2号ですね、事業計画変更申請の件でございます。</p> <p>これにつきまして何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、よろしいということなので、事業計画を変更いたしたいと思います。</p> <p>賛同できる農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同の推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、この件につきましては、計画変更いたしたいと思います。</p> <p>続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件、5件でございます。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。私から、議案書5頁、議案第3号 農地法第4条の申請について説明いたします。今月は5件の申請が出ております。</p> <p>番号22、申請地は、淡窓二丁目〇の第3種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 宅地、面積は194㎡です。</p> <p>申請人は福岡市南区の〇さんです。こちらの案件は、平成16年ごろから、隣接している共同住宅用駐車場として使用しており、追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。</p> <p>場所の説明です。日田中央病院さんから、市道三本松新治線を玉川バイパス方面へ進み、途中を右折し、50mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>次に番号23、申請地は大字西有田〇、〇、〇の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 宅地です。面積は合計1,705㎡です。</p> <p>申請人は大字西有田の〇さんです。こちらの案件は、〇の資材置き場及び駐車場として、約40年前から使用しており、今回〇に住宅を建てる計画の際に、無断転用であることが判明したため、今回追認として申請を提出してもらい、後日、始末書を徴取いたします。場所の説明です。セブンイレブン日田西有田店さんから、市道日高西有田線をローレル日田カントリークラブさん方向へ進み途中を、左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。申請地が広いので、写真を3枚に分けて撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。</p> <p>続きまして番号24、申請地は大字十二町〇の第3種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 宅地です。面積は68㎡です。</p> <p>申請人は大字東有田の〇さんです。こちらの案件は、申請地をすでに住宅用進入路用地として使用しているため、追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。場所の説明です。玉川交差点にある</p>
-----------------------	---

スシロー日田店さんの北、市道三本松新治線を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

次に番号 25、申請地は大字花月〇、〇の第 2 種農地です。地目は、登記簿 田、現況 宅地です。2 筆の合計面積は 578 m²です。

申請人は、福岡県にお住まいの〇さんです。こちらの案件は、数十年前から申請地をすでに駐車場用地として使用しており、今回、地目を整理していたところ、登記が農地であったための申請であります。追認の案件となりますので、後日始末書を徴取いたします。

場所の説明です。国道 212 号の藤山三差路を過ぎた赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

次に番号 26、申請地は大字三和〇の第 3 種農地です。地目は、登記簿現況ともに田です。面積は 10 m²です。

申請人は大字庄手の〇さんです。こちらの案件は、先ほどの議案第 2 号、事業計画変更と同一の事業内容となっております。国道 212 号の道路拡幅工事により残った残地部分を〇さんが建設予定の事業用地の一部にする造成の申請になります。

場所の説明です。国道 212 号を大分自動車道方面に進んだ途中、想夫恋花月店さん向かいの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。現地の写真です。こちらが計画予定図面です。黄色い線で示している部分が今回の申請地になります。

以上、4 条は 5 件となります。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。

調査委員長
(梶原真悟)

はい。
慎重な審議をよろしく申し上げます。

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、チェックシートについてです。資料No.1の3頁から4頁が、農地法第4条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるようにですね、追認が4件ですね。で、残り1件が追認ではございません。ということでございます。 この問題に対しまして、皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思っております。 よろしいですか。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員どうぞ。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。3番の飯田です。議案に沿って、それを説明するというのは解りますが、26番の問題です。3条・4条・5条ですね。大字三和、五反田の案件です。5条の説明も一緒にしてもらえると、解りやすいかなと思いますが、どうなんでしょうか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。最初は、そういう風に一緒に説明した方が解りやすいのではないかと、という事務局の案もあったんですが、一応、議案が別ということで、今回、別々に説明するという事となりましたので、最初の議案の時に、配置図を付けて説明をさせていただいたところであります。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>以上です。</p> <p>そういう風でございますが、飯田委員よろしいですか。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。悪いという訳じゃないんですが、そこだけ、三和の分だけでも、別に議案として先に提案してもらった方が、4条・5条ですね。それだけ。そして、あとはまた、正規の通り3条申請から4条・5条という形で行く方が、なんか、ここは3回も議案に出てきて、どれがどれかよくわからないような気がします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。他によろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。無いようでございますので、この件につきまして別紙チェックシートの通り、農地法第4条第2項及び6項各号には該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。 議案第3号は、原案通り許可相当といたします。</p> <p>続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書8頁、議案第4号 農地法第5条の規定による許可の申請の件についてです。今月は5件の申請がありました。</p> <p>番号43、申請地は大字高瀬〇の第3種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 宅地です。面積は120㎡です。</p> <p>譲渡人は3名共有で、三本松新町の〇さん、福岡県にお住まいの〇さん、田島町の〇さんです。譲受人は銭湊町の〇さんです。こちらの案件は、数十年前から自宅の観賞用の池として使用しており、譲受人がそのまま庭として使用したい、とのことですが、追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。</p> <p>場所の説明です。市道銭湊石井線から南部中学校グラウンド方向に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真を2方向から撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。</p> <p>続いて番号44、申請地は大字小野〇の第2種農地です。地目は、登記簿・現況ともに畑です。面積は198㎡です。</p> <p>譲渡人は埼玉県にお住まいの〇さんです。譲受人は源栄町の〇さんです。こちらの案件は、隣接している畑部分を個人で造成し、宅地、住宅用地として使用したい、とのことですが、</p> <p>場所の説明です。県道宝珠山日田線を、皿山方面に向かい、途中、轟橋を渡り、約1kmほど北に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p>

次に番号 45、申請地は大字三和〇、〇、〇、〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。4筆の合計面積は 5,057 m²です。

譲渡人は地番〇が、福岡市西区の〇さん、地番〇、〇が〇さん、地番〇が、〇さんです。譲受人は中ノ島町の〇さんです。こちらの案件も、先ほどの議案第2号 事業用計画変更と議案第3号 農地法第4条 番号26 と同一の事業内容となっております、〇さんが建設予定の事業用地及び事業用駐車場に造成する申請となります。

場所の説明です。国道 212 号を大分自動車道方面に進んだ途中、想夫恋花月店さん向かいの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いので、写真を4枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。写真方向④の写真です。こちらが計画図になります。青色の線部分が5条申請の該当部分になります。

続きまして番号 46、申請地は大字西有田〇の第2種農地です。地目は、登記簿・現況ともに田です。面積は 2,840 m²です。

譲渡人は有田町の〇さんです。譲受人は水目町の〇さんです。申請理由は、資材置き場用地として使用したい、とのことです。

場所の説明です。セブンイレブン日田西有田店さんから、県道西有田豆田線を西に進み、材摺木材さん向かいにある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いので、写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。こちらが土地利用計画図になります。

続きまして番号 47、申請地は大字東有田〇の第2種農地です。地目は、登記簿・現況ともに田です。面積は 1,057 m²です。

こちらの案件は賃借での申請となっております。貸人は諸留町の〇さんです。借人には大山町西大山の〇さんです。申請理由は、資材置き場用地として約1年間の一時転用し、使用したいとのことです。

場所の説明です。市道日高西有田線から、本村橋を渡り、50m進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが土地利用計画図になります。

<p>調査委員長 (梶原真悟)</p>	<p>以上、5条は5件となります。 それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。慎重な審議をよろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。資料No.1の5頁から6頁が、農地法5条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 議案第4号 農地法第5条の規定により許可申請の件でございました。 これにつきまして、何かございますか。質問のある方、居られませんか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>調査委員長 (梶原真悟)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。 全員賛成でございますので、議案第4号は、原案通り、許可相当といたします。 はい。 それじゃ、調査委員長さん、これで終了でございますので、一言、お願いいたします。</p> <p>はい。今回初めて調査委員長をさせていただきました。大変勉強させていただきました。今後もしっかり 努めてまいりたいと思います。本日も慎重審議ありがとうございました。</p> <p>お疲れ様でございました。</p> <p>はい。続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の 決定の件、でございます。新規1件、再設定6件、解除条件付き0件でございます。 それぞれの委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手をし て、ご発言を願いたいと思います。 よろしいですか。 無いようでございますので、計画要請の内容は、別紙チェックシートの通り、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったら、ご承認いた だきましようか。</p> <p>(はいの声)</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして 15 頁です。議案第 6 号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、8 件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。議案書の 15 頁、議案第 6 号 現況証明書の発行について、でございます。今月は 8 件、申請がございます。</p> <p>番号の 32、大字日高〇で、登記簿は畑、現況は宅地、面積は 26 m²です。</p> <p>申請人は三本松一丁目、〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用しましたが、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したため、申請するものです。場所は、大山町に向かい、国道 212 号を南下し、恵良交差点を左折した赤丸で示したところでございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真で、赤い線が申請地です。字図です。写真方向を①と②で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。</p> <p>この申請地は、昭和 59 年 5 月 4 日 指令農企第 5-47 号で、5 条許可を受けたものでございます。転用目的は道路用地で、通路や駐車場として使用されているものでございます。発行基準の 2、農地転用許可申請書に記載した目的通りに転用され、非農地化した土地、に該当するものでございます。</p> <p>続きまして番号の 33、大字三和〇で、登記簿・現況ともに山林、面積は 100 m²です。</p> <p>申請人は石川県金沢市の〇さんです。申請理由は、課税地目が畑であるため、農業委員会の証明が必要とのことでの申請するものです。場所は、県道大鶴熊取線で三花公民館を過ぎて、山田町方面に向かう途中に左折し、南下した赤い丸印の場所になります。東側には大分県済生会日田病院がございます。航空写真で見ますとこのようになっております。拡大した航空写真で赤い線が申請地となっております。字図です。写真方向を①から③と撮影しました。①の写真です。手前からです。②の写真です。横からです。③の写真です。奥から撮ったものです。続いて、木の状況の写真です。四、五十年生の立派な杉が見られて、竹も混入している状況でございました。</p>

こちらは発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものでございます。

次に16頁、番号は34、大字有田〇、登記簿は田、現況は山林、他2筆で、合計面積は3,761㎡でございます。

申請人は大字有田、諸留町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、申請するものです。場所でございますけども、大分キャノンさんやローレル日田カントリークラブさんの東側に位置し、①の下側の方、須ノ原台地の北側に位置する〇、上の方ですが、尾当町集落近くの〇と〇で、それぞれ赤い丸の印の場所でございます。航空写真で見ますとこのようになっております。場所が離れていますので、①の〇から説明いたします。〇の拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から③に撮影しました。南側に馬尻川が流れる場所にあり、川沿いの写真です。①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況写真です。こちら面積が広いので以降は内部の写真を紹介いたします。ご覧の通り、クヌギ・雑木・雑草に覆われている状況でございます。次に②尾当町集落近くの〇と〇です。拡大した航空写真です。字図です。こちら対象地が広く、土地の輪郭線を入れ難いため、内部写真を紹介いたします。①です。次です。写真の通り、該当地の中には、杉や雑木・クヌギ・雑草に覆われて、薄暗い状況にあり、水害の形跡も見られたところではあります。

こちらは発行基準の4、森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものでございます。

次に番号の35、大字求来里〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は1,580㎡です。申請人は、福岡市城南区の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、申請をするものです。場所でございますけども、左上の方、あやめ台自治会から求来里川沿いに市道大内田坂本線を南下しまして、市道日高西有田線との交差点を左折した赤い丸印の場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっています。拡大した航空写真です。こちらが字図です。写真方向を①から④で撮影しました。①の現況写真です。これ奥からですね、②の現況写真です。③の現況写真です。④の現況写真です。30年生以上の杉や竹が混在した様子が確認はできました。こちら発行基準の4、森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理

的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

次に番号の36、大山町東大山〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は398㎡です。申請人は、大山町東大山の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、申請するものです。場所は大山小中学校から大山川を挟んで東側の赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向①から④で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況写真です。④の現況写真です。写真でも写ってましたが、柿の木もありましたけども、雑木や雑草で覆われている状況でございました。

こちらも発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

次に番号の37、大字小野〇他一筆、どちらも登記簿は畑、現況は山林、合計面積は1,622㎡です。

申請人は大字庄手、亀川町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため申請をするものです。場所は、県道宝珠山日田線を北上し、小野地区老人憩いの家を過ぎて、橋を左折した集落の中の赤い丸印の場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっております。場所が離れていますので、①の〇番から説明いたします。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から③で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況写真です。30年生以上の杉が見られ、竹が入り込んでおります。続いて②の〇番です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から③で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況写真です。石積の残る階段状で平らな土地が少なく、沢の近くには杉が生育しています。

こちらも発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

次に議案書18頁、番号の38、大字小迫〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は1,190㎡です。

申請人は大分市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。場所は、県立日田三隈高等学校そばを北に向かい、三差路を右折して、市道熊取小迫線を東に向かい、みそらこども園を過ぎて、左折した山つきの赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航

空写真です。赤い点線で表現しているのは、この土地は境界が未定地となっております、旧字図で確認しますと、この場所あたりだと考えられるものです。また、黄色い線が境界未定地範囲でございますが、12筆ありまして、申請地以外はすべて山林・原野で、所有者も申請者と残り部分は、1人の所有者となっております。こちらが字図です。写真方向を①から③で撮影しました。境界が未定地ですので、土地の境ラインは入れておりません。①の遠景の現況写真です。②の現況写真です。続いて③の現況写真です。30年生以上の杉が見られました。

こちらは発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

次に番号の39、前津江町赤石〇、登記簿は畑、現況は原野、他3筆、合計面積は3,129㎡です。

申請人は大分市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、申請するものです。

場所でございますけども、県道西大山大野日田線から市道赤石本線に入り、虫秋公民館近くの赤い丸印の場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらも場所が離れておりますので、①から③に順に説明をいたします。まず、①、〇の拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①と②から撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。こちらは竹と雑草に覆われた現況でございます。次に②〇の拡大した航空写真です。字図です。写真方向①、②から撮影しました。

①の現況写真です。②の現況写真です。こちらも竹と雑草に覆われた現況でございます。最後に③、〇と〇の拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①と②から撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。こちらは三段の農地になっておりまして、二段目と三段目になります。各農地の段差が大きくて、水害の影響か、雑木が倒れた場所もあり、立ち入ることが不可能に感じました。また、〇は一部雑木等により山林化している状況が見ることができました。

こちらは発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

以上でございます。

以上の案件につきまして地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお

<p>推進委員 (室 哲也)</p>	<p>願いいたします。 まず、番号の 32、日高の案件ですけども、三芳地区の室推進委員、願いいたします。</p> <p>三芳地区農業推進委員の室です。 よかったら 32 と 35 続けてやりたいということによいでしょうか。 では 32 は、この部分は、以前の許可の申請通りに転用しているということで良いと思います。 では続きまして 35 番、35 番について、写真の左下が、広域農道があるんですよ。以前は、これが、土があって法面を削って、この状態になったんです。地目上は畑ですので、ちょっと写真を次お願いします。これ、この部分が杉と竹と銀杏とか、かなり植わってて、山林を呈している様子が判ります。ちょっとその上に行くと、畑があって、この近くのいろんなところ、これがため池、それから、このため池の水を利用して畑の農作物を作ってたんです。で、中はもう、今、現状で判りませんが、こんな感じになってるので、今はもう、杉の山林化してますけど、昔は、ここは畑だったんだな、っていう状況が認められるので、問題ありません。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして議案の 33 番、大字三和の案件です。三花・小野地区の諫山推進委員さん、願いいたします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。農地委員の諫山です。 同じく 33 番と 37 番の小野地区も一緒にいいですかね。 11 月の 20 日に現地の確認に行きました。 33 番の場所ですけど、もう杉を植えて、その後に竹等が入ってきているという状態で、農地に戻すのは不可能な状態なので、非農地として問題無いと思います。 もうひとつ 37 番ですけど、こちらも、杉の木が、もう山として管理している状態で、その中に竹等が入</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ってきている状態で、これも農地に戻すことも、まず不可能だと思われるので、農地として問題無いと思われ ます。 以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。 続きまして番号の34、西有田地区の中嶋推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>西有田地区の中嶋です。 まず、34番の方ですけども、こちらは水害で、なんか橋が無くなっちゃったみたいで、川を歩いて行か ないと見れない地域で、土地自体は、平坦で、いい場所だと思うんですけども、もう橋を作ってって、とい うような形ではちょっと難しいかなあというような場所でした。 あと、尾当地区の方なんですけども、やはり戸別訪問で聞いたときに、最初の未曾有の大豪雨分で15年 ぐらい前のときに、かなりの被害を受けた同じ場所だったみたいなんですけども、今は小麦とかをポツポツ 植えたりとかして対応してるみたいですけども、地面の下に、かなり大きな水を流れたような跡とかもあっ て、もうちょっと無理だになっていう風に思われたんじゃないかな、っていう風に思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p> <p>推進委員 (森 敬子)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして36番、東大山地区の森推進委員さん、お願いいたします。</p> <p>東大山担当の森です。11月21日に現地の確認を行いました。写真のように木々が生い茂っていて、農 地には難しいと確認いたしました。 以上です。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 続きまして番号の38、朝日地区の平川推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区推進委員の平川です。26日に現場に行きました。もう杉が20～30年ぐらい太っていました。ちょっと無理かと思います。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。最後です。 番号の39、前津江地区の佐藤推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (佐藤 学)</p>	<p>はい。前津江の佐藤です。 この案件、大変苦慮をしました。同じ人が、他に五～六筆の申請を出していました。それで、非農地証明するか、しないか、で分かれて、半数の4件だけはしたんですけども、他は、非農地証明は妥当ではない、と判断したんですが、相談する人がいませんで、1人での判断、まああの農業委員会の事務局と判断したんですけども、発行基準4の具体的な事例という「森林の様相を呈している等、農地に復元するために物理的な条件整備が著しく困難な土地」、この判断が非常に難しく、確かにこの写真を見れば難しいですが、やろうと思えばやれなくはないと、ただ、その隣接地が、非農地には出来ないだろう、と判断した理由は、その隣の農家がまだ耕作をしているんですね。ですから、事例として、農地法の3条・4条・5条みたいなチェックシートみたいなのがあれば、客観的な判断ができるんですけど、農地委員の判断を、どこまでしているのか、というのは、非常に苦慮をしたんです。こういうところがいっぱい周辺部には出てきますので、何らかの例が、これで30年以上の木が立っておれば、明らかにそうなんですけども。まだ重機を入れてすれば、そうすることはない、とは思いますが、出来ると言われれば、それまでだし、違う農地委員が見たら、これは、判断が変わってくるんじゃないかなと思いつつながら、この4件については、非農地としていいんじゃないか、と認めましたが、残りは非農地には出来ないという判断をしてましたので、この辺が、どんな風に、1人で判断していいものか、というのが非常に苦慮した結果です。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今、佐藤委員が言われたことはですね。後から皆さんで勉強会をしながらですね、考えていきたいと思えますので、お願いいたします。</p> <p>それではですね。非農地証明の8件、これについて、何かございますか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。9番 樋口です。</p> <p>33番。これ山田原台地の周辺と思いますけど、ここは地目が畑ということで、現況に合わせて地目を変えらるということなんです。で、山田原周辺は山林であってもですね、農振農用地に入っているところは結構あるんですね。この場合は畑ですので、農振農用地に入っていないかな、と思っているんですが、そのところがわかりますか。農振農用地になっても、山林で許可が出来るのかも含めてですね、ご回答いただければ、と思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。おっしゃる通り、ここは農用地区域の内でした。ただ、こちらの非農地証明に関しましては、農業振興地域のところでも、証明は出せるという風なものでございますので、問題はございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他にございませんか。 はい、財津委員どうぞ。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>17 番 財津です。同じく 33 番ですけど、登記地目は山林になっていますけど、これは間違いではないですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。登記簿が山林で間違いはないか、ということですね。</p>

<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>こちらに登記簿がございまして、地目は山林です。ただ、課税上が畑になっているということで、証明が必要ということで、こちらの方に証明願いが上がってきたところでございます。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>はい。わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何かございませんか。よろしいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それではですね、この8件につきまして、現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございましたが、よろしいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは8件発行したいと思います。</p> <p>続きまして19頁です。</p> <p>議案第7号 12月調査委員の選任について、でございます。</p> <p>日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>私から指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、3番の飯田隆委員、9番の樋口虎喜委員、16番の井上俊勝委員の3名の方にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	---

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7年 1月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 12 番